

# 会員保障内規

## 保障される金額および免責額

会員種別	手技に起因する賠償責任		施設に起因する賠償責任		1事故あたり免責額 (会員負担額)
	対人保障限度額	対物保障限度額	対人保障限度額	対物保障限度額	
正会員A	1事故:1億円	1事故:500万円	1事故:1億円	1事故:1,000万円	10,000円
正会員B	1事故:1億円	1事故:500万円	1事故:1億円	1事故:1,000万円	30,000円
準会員	1事故:2,000万円	1事故:100万円	1事故:2,000万円	1事故:200万円	10,000円

\* 手技療法家についてはお持ちの全ての国家資格による手技療法および民間手技施術が保障対象となります。

\* 会員への年間総保障額は6億円が上限となります。

\* 民間手技施術において使用したオイルまたはパウダー等に起因して生じた賠償責任の対人補償額は、上記対人保障限度額によらず1事故あたり2,000万円が上限となります。

### 手技に起因する場合

#### 【保障を受けられる事由】

本会員が、日本国内において手技療法又は民間手技施術を遂行することにより、利用者の生命若しくは身体を害し、又は財物を滅失、き損若しくは汚損したことによって生じた法律上の賠償責任を負うことにより被る損害に対し、本会との間で賠償責任保険契約を締結している損害保険会社より支払われる保険金全額を、本会を通じて会員にお支払します。

#### 【保障されない場合】

本会員が次に掲げる賠償責任を負うことによって被る損害に対しては、直接であると間接であるとを問わず、本会が契約する損害賠償保険の保険金支給の対象にはなりません。

- (1) 本会会員の故意によって生じた賠償責任
- (2) 戦争(宣戦の有無および前後を問いません)・変乱・暴動・騒ぎょうまたは労働争議によって生じた賠償責任
- (3) 地震・噴火・洪水・津波などの天災によって生じた賠償責任
- (4) 本会員と住居および家計をともにする親族に対する賠償責任
- (5) 本会会員の使用人が業務に従事中に被った身体の障害(障害に起因する死亡を含みます。)によって生じた賠償責任
- (6) 本会員が所有・使用もしくは管理する財物の滅失・き損もしくは汚損について、その財物の正当な権利を有する者に対する賠償責任
- (7) 本会員と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- (8) 排水または排気(煙を含みます。)によって生じた賠償責任
- (9) 本会会員の業務を行う店舗もしくは設備または航空機・車両(原動力がもっぱら人力である場合を含みます)・自動車・船舶もしくは動物の所有・使用もしくは管理によって生じた賠償責任
- (10) 名誉毀損または秘密漏洩によって生じた賠償責任
- (11) 医療行為・脱毛行為および機械を用いた美容行為によって生じた賠償責任
- (12) 手技療法の結果を保証することにより加重された賠償責任
- (13) 本会会員が外科手術を行い、または薬品を投与し、もしくはその指示をするなどの行為によって生じた賠償責任
- (14) 医師の同意が必要な業務について、医師の同意を得ずに施術したことにより生じた賠償責任
- (15) 民間手技施術に於いて、アスリに起因して生じた賠償責任
- (16) 業務に起因して生じたすべての間接的な損害に対する賠償責任
- (17) 頸椎に対するスラスト法その他これに類する療法を行ったことにより生じた賠償責任
- (18) 日本国法令もしくは、厚生労働省(厚生労働大臣)または都道府県(都道府県知事)通達の禁止条例または取扱い規定等に反する行為によって生じた賠償責任
- (19) 無資格者が行った業務により生じた賠償責任
- (20) はり・灸行為によるエイズ・B型肝炎等の感染症への感染によって生じた賠償責任
- (21) 非会員の従業員等が行った施術に起因して会員が負うべき賠償責任
- (22) 学校・治療院における練習中の手技に起因して生じた賠償責任

### 施設に起因する場合

#### 【保障を受けられる事由】

本会員が、日本国内において業務を遂行するための治療施設の所有・使用又は管理に起因する偶然な事故により、他人の生命若しくは身体を害し又は財物を滅失、き損若しくは汚損したことによって生じた法律上の損害賠償責任を負うことにより被る損害に対し、手技に起因する場合に該当する事故を除き、本会との間で賠償責任保険契約を締結している損害保険会社より支払われる保険金全額を、本会を通じて会員にお支払します。

#### 【保障されない場合】

本会員が次に掲げる賠償責任を負うことによって被る損害に対しては、直接であると間接であるとを問わず、本会が契約する損害賠償保険の保険金支給の対象にはなりません。

- (1) 手技に起因する場合の(1)から(7)に定める事由によるとき
- (2) 給排水管・冷暖房装置・湿度調整装置・消火栓・業務用もしくは家庭用器具からの蒸気・水の漏出、いっ出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、いっ出による財物の損壊によって生じた賠償責任
- (3) 屋根・扉・窓・通風筒等から入る雨または雪等による財物の損壊によって生じた賠償責任
- (4) 施設の修理、改造または取壊し等の工事に起因する賠償責任
- (5) 航空機・昇降機・車両(原動力がもっぱら人力である場合を含みます)・自動車・船舶もしくは動物の所有・使用もしくは管理によって生じた賠償責任
- (6) 本会会員の占有を離れた商品もしくは飲食物または本会会員の占有を離れ施設外にあるその他の財物に起因する賠償責任
- (7) 仕事の終了(仕事の目的物の引渡を要するときは引渡)または放棄の後に、仕事の結果に起因して負担する賠償責任(本会会員が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材は、仕事の結果とはみなしません。)
- (8) 本会が特に認めた場合を除き、厚生労働省(厚生労働大臣)または都道府県(都道府県知事)通達の禁止条例または取扱い規定等に反する行為によって生じた賠償責任
- (9) 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性によって生じた損害またはこれらの特性に起因する事故
- (10) 排水・排気(液体・煙・蒸気・じんあい等の気体または固体の排出、流出または溢出をいいます。)または廃棄物に起因する損害賠償責任
- (11) 身体の障害を被った者(以下「被障害者」といいます。)の労働能力の喪失または減少によって、被障害者の属する企業・法人・国または地方公共団体その他の団体が被った損失に起因する損害賠償責任
- (12) 医療行為(医薬品または医療用具の調剤、調整、投与、販売もしくは鑑定を含みます。)、医療に類する行為(柔道整復・鍼灸・あんま等をいいます。)または美容行為(美容整形・化粧等の行為を含みます。)に起因する損害賠償責任
- (13) 建築・土木・組立その他の工事を遂行中の事故に起因する損害賠償責任